

# 働き方改革に取り組む事業主の皆様を個別に訪問して支援します！

向島労働基準監督署では、相談・支援担当の職員が個別に訪問し、労働基準法の基礎知識や改正労働基準法の内容などについてご説明しています。また、労務管理全般についてのご相談にも対応しています。

うちの会社の労働時間制度、今のままでいいのかな…？

36協定ってどうやって手続きするの？

有給休暇の制度が変わったと聞いたけど？

残業の削減に取り組みたいけど、利用できる助成金はあるの？

- 費用はかかりません
- ご準備いただく資料はありません
- 監督指導ではありませんので、お気軽にご利用いただけます

訪問による支援を希望される方は、「連絡票」に記入の上、郵送などでご連絡ください。折り返しご連絡します。ご不明な点はお電話でお問い合わせください。

お申込・お問い合わせ

向島労働基準監督署 労働時間相談・支援班

電話：03-5630-1031

# 連絡票

向島労働基準監督署  
労働時間相談・支援班 あて

事業場名	
所在地	
電話番号	
担当者名	
希望日	第1希望                      月              日                      時頃 第2希望                      月              日                      時頃 第3希望                      月              日                      時頃